

近代京都における公設市場の展開 —中央卸売市場をめぐって—

並松信久

[要旨] わが国では1923(大正12)年に世界でも類をみない「中央卸売市場法」が制定された。この法律の制定を受けて、各都市では公設の中央卸売市場が開設される。しかし法律制定から市場開設まで時間を要する。その中で最も早く、1927(昭和2)年に開設されたのは京都市であった。

京都市中央卸売市場に関する先行研究はある。しかし京都市で先駆的に開設が可能となった理由や、公設市場が根付いた理由については明らかになっていない。先駆性の理由については、京都市では他都市と比較して、既存の卸売業者や問屋などの再編が円滑に進んだことがあげられる。これには初代場長となった大野勇をはじめとする京都市役所の貢献があった。公設が根付いた理由は、卸売市場に先行した公設小売市場の設置が大きな役割を果たしたことがあげられる。京都市では都市インフラの整備の一環として、小売市場と卸売市場が位置付けられ、流通機構として整備された。

(キーワードは傍線部分)

目次

- | | |
|-------------|-------------|
| 1 はじめに | 2 公設市場構想と政策 |
| 3 公設小売市場の設置 | 4 中央卸売市場の開設 |
| 5 流通構造の変化 | 6 結びにかえて |

1 はじめに

現在、一般の卸売市場は生鮮食料品などの基幹的な流通インフラとして機能している。それは効率的で継続的な集荷・分荷や公正な価格形成などにつ

いて重要な役割を果たしている。しかし近年、卸売市場を経由する生鮮食料品などの割合は、花卉を除き全体的に低下傾向にある。その割合は青果物が約6割（そのうち国産青果物は約9割）、水産物が約6割、食肉が約1割、花卉が約8割である。⁽¹⁾ 過去20年でいずれも1～2割程度低下している。その理由は、同一生産物の品質が均一で、一定単位量（ロット）が大きい商品ほど、卸売市場を経由する必要はなくなっているからである。もっとも、品目によって流通経路に違いはある。たとえば、食肉はブランド牛を除く一般的な牛や豚は個体差が少ないので、産地で屠殺した後、直接小売店などに送られる場合が多い。水産物はエビやサケなどの冷凍輸入品や養殖魚が増加することによって、市場経由率が下がっている。変動幅が大きい鮮魚とは異なり、冷凍輸入品は安定した品質と供給が特徴で、商社やスーパーなどとの直接取引が多い。⁽²⁾ 青果物も輸入品が多い果実を中心に、市場経由率は落ちている。これらの品目とは異なり、花卉市場の経由率は約8割以上であり、依然として高い。しかも花卉の取扱品目数は4千種と数多い。花卉は小規模な小売店が多いうえに、日持ちしない典型的な「小ロット多品種」を扱わなければならない特徴をもっているために、今なお卸売市場の存在感は大きい。

卸売市場の存在感は相対的に薄れているが、まったく無用な存在となっているわけではない。一般的に卸売市場の役割は、各地から集まる品物に適切な価格を付け、多様な需要に応じて効率よく振り分けることとされる。いい換えれば、経済の供給と需要の関係をできる限り円滑に進め、経済的な「効率性」を求めようとするものである。しかし市場経由率が低下しているのは、この経済効率性が損なわれていることを意味するのではない。卸売市場経由率の低下は、上記のように商品の特性や流通形態の変化が反映されたものとなっているが、最も影響を受けているのは、「^{あいたい}相対取引」（卸売市場を通すことなく、生産者と商社やスーパーなどの直接取引）の増加である。⁽³⁾ 確かに相対取引であれば、契約を通して、生産者（供給）側は安定的な販売価格と販売量の維持、消費者（需要）側も安定的な購入価格と購入量の維持につなが

ることはまちがいない。つまり現在は、卸売市場の「効率性」よりも相対取引の「安定性」のほうが優位の状態にあることを意味している。また「産直」という生産者と消費者を直接結ぶ形態も生まれ、流通の多様化によって、卸売市場ばかりでなく「市場」のもつ有効性が問われている⁽⁴⁾。

しかし相対取引や産直に依存して安定性を重視することに問題がないとはいえない。たとえば、安定性は当事者間の「契約」に基づくことになるので、災害や気候変動などの非常時における不作や、その逆に豊作の状態に対して、必ずしも臨機応変の行動がとれるわけではない。さらに数量が不足すれば、その負担は一般消費者がかなりの部分を負うことになり、逆に数量が過剰になれば、負担は生産者が負うことになるが、この場合の調整は不公平なものとなりがちである。契約によって、適切な対応が取られるというわけでは決していないからである⁽⁵⁾。もっとも、卸売市場が経済学で想定される正当な「市場取引」を具現化できるともいえない。現実には瞬時に取引される場合を除き、取引の裏側で売買契約などが取り交わされている。また卸売市場内では単純な取引が行なわれているわけではなく、卸売人や仲買人などが、取引に介入し一定の役割を果たしているのである。

本稿では、わが国において最も早く中央卸売市場を開設した京都市の場合を中心に、卸売市場の役割を考察していく。わが国では1923（大正12）年3月に「中央卸売市場法」が公布されているが、これは当時、世界でも他に類をみない法律であった⁽⁶⁾。世界的にも特異な点は、卸売市場が民間によって設立されたのではなく、「公設」であった点にある⁽⁷⁾。もっとも、法律が制定されたからといって、すぐに卸売市場が誕生したわけではなかった。多くの地域では既存の商業資本の反対によって、公設の中央卸売市場の設立が進まなかった⁽⁸⁾。設立が困難な状況下でありながら、先駆的に開設されたのが、京都市中央卸売市場であった。この点で京都市の場合は、開設以後、全国的なモデルケースとして重要な意味をもった。したがって京都市での開設要因や、開設以後の市場の維持要因の考察は、今後の食料（食品）流通の問題に大きな

示唆を与えるものであると考えられる。

ところで京都市中央卸売市場については、すでにいくつかの先行研究がある。主な研究を刊行年代順にあげると、京都市編『京都市中央卸売市場三十年史』、京都市、1957年；辻博「京都中央卸売市場の構造—その需要函数測定の試み」(『同志社大学経済学論叢』、第10巻2号、1959年、45～65ページ)；藤田貞一郎『京都市公設小売市場の五〇年—公設小売市場と日本資本主義』、京都市公設小売市場連合会、1969年；藤田貞一郎「生鮮食料品流通市場研究史序説」(『同志社大学商学部創立二十周年記念論文集』、1968年、117～31ページ)；藤谷築次「仲卸業者の経営規模と定数の適正化に関する検討：K市中央卸売市場を事例として」(『農業計算学研究』、第26号、1994年、79～85ページ)；朝倉真一・永橋為介・野嶋政和「京都市における公設小売市場・中央卸売市場開設過程にみる都市空間政策としての流通政策について」(『2001年度第36回日本都市計画学会学術研究論文集』、第36号、2001年、103～8ページ)などがある。

これらの先行研究は大きく三つに分かれる。一つは歴史的な側面に注目した研究、二つは市場政策と都市政策などとの関係に焦点をあてた研究、三つは卸売市場の機能に注目した研究である。いずれも先行研究の発表時期に関係している。すなわち、食料(食品)の流通網の整備が必要とされた時期、都市政策によって食料市場が整備された時期、市場外流通(市場を通さない流通)に対して市場自体の意義が問われた時期、それぞれの時期における課題とその解決策を考察した研究であった。これらの先行研究は詳細で厳密なものであるが、京都市において、なぜ中央卸売市場が先駆的に開設されたのかが明らかになっていない。さらになぜ公設の市場(小売も含めて)が根付いたのかが不明なままである。おそらく不明なままとなっている要因は京都特有の都市農業の存在、農産物流通の形態、そして地方自治の伝統などが大きな影響を与えているのではないかと推測される。

以下では公設市場構想と政策との関連、公設小売市場の設置、中央卸売市

場の開設、そしてそれによる流通構造の変化という順にしたがって考察していく。京都市における公設市場の展開については、おおよそ四つの時期に分けて、(1) 救済事業期 (1918～19年)：京都市に公設小売市場が開設されてから、市場行政が京都市社会課の主管となるまでの時期、(2) 社会・経済事業期 (1920～22年)：市場行政が社会課主管となってから中央卸売市場法制定までの時期、(3) 流通機構構想期 (1923～27年)：中央卸売市場法制定から京都市中央卸売市場の開設までの時期、(4) 流通機構形成期 (1927年以降)：京都市中央卸売市場の開設以降の時期、を想定している。

なお本稿の引用文中には、不適切な表現が含まれている部分があるが、史実であることを重視して、あえて訂正を加えていない。また引用文中には読みやすくするために、句読点を一部加えた箇所がある。人名の生没年については、可能な限り記している。

2 公設市場構想と政策

明治期の生鮮食料品を対象とする「市場」形成については、東京府の試みが先駆的なものである。東京府は1877 (明治10) 年6月に「魚鳥並青物市場卸問屋仲買営業例規規則」を公布して、市場数と立地を限定し、市場に関係する問屋・仲買業者の数を制限し、さらに業者の組合を結成することを命令するとともに、免許料及び府税を徴収することに始まった。これは明治初期における経済社会情勢の急激な変化による市場の衰微に対して、その防止策の一環として出されたものである。この規則によって開設を許可された市場数は、水産物4市場、青果物16市場であった。公的な監督のもとで、水産物や青果物などの円滑な流通ルートを確保するというのが狙いであった。その後、1896 (明治29) 年に警察行政の一環として衛生・交通上の取締りを目的とする「食品市場取締規則」が制定され、それによって魚鳥並青物市場卸問屋仲買営業例規規則は廃止された。この廃止にともなって市場の監督権は東京府から警察庁に移った。

各府県における中央卸売市場開設以前の市場では、多くの問題を抱えていた。たとえば、急増する都市人口に対応する配給体制が整備されていない、不衛生な売場・設備でかつ市街地付近の狭隘な地域にある、仲買商人の存在による価格の不安定性などの問題であった。⁽⁹⁾このような「市場問題」に対して、各府県では1877（明治10）年から1921（大正10）年にかけて、市場の交通・衛生・保安秩序の形成と、人口増加に対応する食料品供給機構の整備を目的として、「市場規制」が制定された。⁽¹⁰⁾市場規制は全体的に警察の介入などによって推進されたが、東京市や京都市などの在来市場の影響力が大きい都市では、いわゆる公的な市場運営および流通統制は、ほとんどみられなかった。

全国の地域市場の整備は、1910（明治43）年3月に農商務省生産調査会が市場法制定をめざして設置されたことに始まる。この調査会において、一地域一営業主義、一市場一問屋主義を内容とする「魚市場法案要綱」が審議されたが、この法案要綱は法制化には至らなかった。しかし『生産調査会録事』によれば、①一地区一市場一営業者主義は市場当業者を利するよりは、生産・消費両者を利する。②市場独占を非難はするが、自殺的・不健全・墮落の競争の弊を認める。③市場当業者の祖先伝来の老舗と法の保護とを強調する、⁽¹¹⁾などの意見が出されて、後年の市場法の骨格となる萌芽がみられた。

一方、公設市場構想については、東京商業会議所が第一次大戦をきっかけとする物価高騰に対して、その解決策として1917（大正6）年頃に東京市における公設市場の設置が構想されたことに始まる。⁽¹²⁾翌1918（大正7）年に東京商業会議所によって「公設市場設置二関スル案」がまとめられ、「此の案は少なくとも、我が内地に於て公設市場の概念を明らかにし、其の標準を示したる最初のものであり、他の市場開設の為めにも、其の資料となりたるもの」⁽¹³⁾とされた。これがわが国最初の公設市場構想であった。この案では「多年ノ懸案タル市場問題ヲ解決シ、以テ一般市民ニ慰安ヲ与フルノミナラス、又コレニ依リテ商品価格ノ標準ヲ定ムルハ最モ必要ニシテ殊ニ現下其恰好ノ機会

ナリト信ス」とされた。公設市場の設置は市場問題の解決策として構想され、市民の「慰安」をもたらすものであるとされた。

しかし公設市場は東京市では実現に至らず、まず大阪市において1918（大正7）年4月に設置されることによって、その実現をみた。これが全国初の「公設小売市場」となった。大阪市で実現できたのは、次のような理由があったからである。

大正七年の四月に、全国にさきがけて四つの公設市場が開かれた。一般商店にくらべ平均二割は安い公設市場には、物価高に苦しむ主婦たちが開場前から黒山のようにおしよせ、品物がならぶのを待ちかねてもみ合う光景が、連日のように展開した。もともと大阪市は、このような市民にたいする施策が、東京などにくらべてはるかにすすんでいる都市であった。大正三年には東京高商から、交通政策・工業政策の権威である関一を高級助役に迎え、（中略）一部の利益関係者の反対を押し切って、本格的な都市経営にのりだしていた。公設市場の開設は、いわば、そのなかの一つのヒットだったわけである。つづいて大阪では、簡易食堂・託児所・児童相談所・職業紹介所・市営住宅・共同宿泊所・市営産院などの社会施設を実現していった。⁽¹⁴⁾

大阪市で先駆的に実現した背景には、関一^{せきはじめ}（1873-1935）市長の都市経営の推進⁽¹⁵⁾があった。この公設小売市場の開設は、いわゆる市場問題の解決というよりも、むしろ社会政策上の応急的救済措置として行なわれた。その後、各地で公設小売市場が開設されるが、それらは市場問題に対する経済政策というよりも、ほとんどが応急的救済措置という社会政策的な意味合いの強いものであった。

大阪市と同様、政府も応急的救済措置として、大都市に日用食料品の廉価販売を目的とする公設小売市場を設置して、第一次大戦後の経済不況による社会不安の解消に努めた。1922（大正11）年に政府は「社会事業調査会」に対して公設市場の改善について諮問する。この諮問に対して「公設市場改善

要項」が出される。この要項は、

- 一、市場は市町村をして設置せしむること。但場合により公益団体の設置を加ふること。
- 二、市場の位置は道路運輸交通の利便ある地を選び人口に応じて之を設けること。
- 三、市場の構造設置は公衆の便宜及び衛生に十分なる注意を用ふること。
- 四、販売品種目は主として蔬菜、果実、鮮魚、塩干魚、肉類、鶏卵、米穀、味噌、醤油、砂糖、薪炭、其他日用品の販売を妨げざること。
- 五、市場はなるべく生産者製造者及卸売商人をして販売せしむること。
- 六、販売品種により市場経営者に於て直営となすことを得ること。
- 七、市町村等に於て標準価格を指示すること。
- 八、市場の物価は一般に周知せしむる方法を講ずること。
- 九、季節に応じ市場の開閉時刻を一定すること。
- 十、公衆用秤器を備へ計量の正確を期すること。
- 十一、販売人指定の場合は特に資格信用等を審査し市場の信用を害するが如き行為なからしむること。
- 十二、鑑識ある巡視員を設置し品質価格貯蔵方法販売行為等につき常に監督を怠らざること。
- 十三、地方の状況により巡回市場を開設し又は出張販売をなすこと。
- 十四、品質の鑑定其他市場経営に関し関係職員の養成をなすこと。
- 十五、市場商品の販売価格を牽制せんとする同業組合の取締を励行すること。⁽¹⁶⁾

というものであった。これは東京商業会議所が当初、意図していた市場問題の解決策という点について、かなり具体化して述べたものであった。つまり公設市場改善要項においては、応急的救済措置という意味は薄れて、市場問題の解決策という意味合いが強くなる。

公設市場改善要項をきっかけにして、政府は公設市場の設置について社会

政策的な見地よりも、市場問題の解決などの流通構造の改革という視点でとらえ始める。さらに市場問題は小売問題にとどまるのではなく、小売市場がその機能を十分に発揮するためには、流通の要となる卸売市場も改善すべきである⁽¹⁷⁾と考えるようになる。そこで内務省社会事業調査会から「中央卸売市場設置要綱」が建議され、1923（大正12）年に農商務省を主管省として、全国の主要都市における日常必需品の配給機関の整備改善を図ることを目的に「中央卸売市場法」の制定をみる。中央卸売市場設置要綱の建議は内務省であったが、制定時点で主管省を農商務省として、中央卸売市場は経済政策の一環としてとらえられるようになる。

1923（大正12）年3月に中央卸売市場法が公布され、同年11月から施行される。この法律にもとづいて、わが国で初めて1927（昭和2）年12月に中央卸売市場が京都市で開設される。京都市に続いて、1930（昭和5）年1月に高知市中央卸売市場、1931（昭和6）年2月に横浜市中央卸売市場、同年11月に大阪市中央卸売市場、1932（昭和7）年に12月に神戸市中央卸売市場、1935（昭和10）年2月の東京市中央卸売市場（築地）が開設される⁽¹⁸⁾。中央卸売市場法が施行されてから、主要都市で開設されるまでに時間を要しているが、これは主要都市で多くの問題を抱えていたためである（後述）。しかし主要都市に中央卸売市場が開設されることによって、市場制度が経済的に重要な意味をもつことになる。それとともに昭和初期という時期に開設されたことで、戦時体制下の公的統制による物価統制や合理的配給を目的とする都市流通・配給機構の体系化を意図したものとなる⁽¹⁹⁾。

3 公設小売市場の設置

公設市場に関する政策は、まず小売市場の整備、その後、卸売市場の開設へと進んだ。京都市の場合も同様の展開をたどったが、中央卸売市場の開設の早さからみて、京都市は他都市とは異なる特徴があった。少し歴史をさかのぼって、京都市における公設小売市場の展開をみってみる。

前述のように、第一次大戦をきっかけとする物価騰貴や戦後不況による生活難の対策として、1918（大正7）年4月に大阪市によって設置された後、各地に食料品などの販売を目的とした「公設小売市場」が設置された。京都市では1910年代の新規工場の増加、道路拡築・軌道敷設などともなって土木建設労働者が急増し、社会的な必要性の高まりとともに、公設小売市場の開設が求められた⁽²⁰⁾。この結果、1918（大正7）年に北野・川端・七条の三つの公設小売市場が設置され、さらに翌1919（大正8）年に新町頭・壬生・正面の三つの公設小売市場が設置された⁽²¹⁾。これらの公設小売市場の設置は、勸業課救済係所管の下で、1918（大正7）年から行なわれていた職業紹介所・託児所・市営住宅建設など一連の救済事業の一環として実施された。北野公設小売市場は西陣機業の「職工」、川端市場は「知識階級タル俸給生活者」、七条市場は「旅宿及労働者」と「比較的生活程度ノ低キ」地区を対象にして⁽²²⁾いた。新町頭・壬生・正面においても、「不良住宅地区や木賃宿に近接した地域等」を対象に設置された。つまり京都市の場合は、基本的に低賃金労働者を対象に、安価な商品を提供する小売市場を設置しなければならないと考えた結果であるといえる⁽²³⁾。

公設小売市場での販売品目は、塩干魚・乾物・味噌・漬物・醤油・鶏卵・蒟蒻・果物・茶・砂糖・生魚・蒲鉾・雑穀・牛肉・飴煮・川魚・煮豆・炭団・白米・昆布など日常の食品類であった。出品希望者およびその中から選ばれた出品人の多くは生産者であった。農産物の場合は生産者である小規模な農業従事者（小農）がほとんどであった。一般的に小農は居住地の農会の保証を添えて願ひ出た。「商人ト見テ調査スルニ、生産者ニ相違ナシ⁽²⁴⁾」といわれているように、出品人を直接生産者より選ぶという原則は、当初守られていたようである。しかし海産物や水産物の場合には、京都の地理的な条件から、当初から「仲買人」などが願ひ出て、出品を許可されていた。

農産物の場合、大正期における京都近郊の野菜生産の確立が、公設小売市場の開設の大きな要因となったことは確かである⁽²⁵⁾。おそらく出品人が直接生

産者であるという原則は、この状況を踏まえて構想されたものと考えられる。しかし多数の小農経営にとって、連日出品人として公設市場で販売業務に携わることは困難であった。したがって出品人は直接生産者という原則は崩れざるをえなかった。この問題を解決する方策として、村農会あるいは村青年団で一括して出品する仕組みが考え出された。⁽²⁶⁾そして蔬菜の「生産者ハ其ノ本業ノ余暇販売ニ従事スルモノナルヲ以テ、其ノ出荷ハ動モスレバ断続ヲ免レズ、且ツ其ノ品種亦限リアルヲ以テ、二三有力ニシテ信用アル仲介商人ヲ交フルコトトセリ」⁽²⁷⁾という判断が下され、農会や青年団で一括販売するとともに、仲介商人が入ることになった。

開設当時の公設小売市場は、「実際には場處の選定は安く、之が買収は容易で無い為に、得易い不適當の地位に、建設するのが例となつて」、広場や寺社境内を利用して応急的・仮設的施設として、急造バラック建造物で軒先に天幕を張出し、露店形式で店舗を開いていた。⁽²⁸⁾しかし公設小売市場は当初、救済事業という特徴をもっていたが、徐々にその役割を変化させていく。社会政策的な観点からのみならず、経済政策的な観点からも考慮されるようになる。1920（大正9）年に公設小売市場の所管が、勸業課救済係から社会課へ移管され、それとともに市場のもつ価格調整機能が求められた。この段階で公設小売市場はそれまでの一方的な救済を目的とする施設から、生産者と消費者に対する社会経済事業を実施する施設へと変わっていく。そして価格調整機能をもった公設小売市場の設置は、小売市場の商品価格に影響を与えるようになる。京都市は、

市場附近ト市価ノ間ニハ著シキ相違アリ、即チ市設市場附近ノ地ニ於テハ、其ノ影響ニヨリ価格引下ノ已ムナキニ至リシモノニシテ、其ノ価格ノ市場価格トノ差比較的小ナルハ之レ即チ市設市場開設ノ目的ヲ達シ得タルモノナリ。⁽²⁹⁾

としている。京都市は公設小売市場の設置によって、地域間にあった恣意的な価格差の解消に役立っていると評価している。

この評価に基づいて、京都市はこの価格調整機能をさらに補完し拡充するために、1921（大正10）年に「巡回市場」の開設および私設市場における指定市場制度などの施策を行なった。巡回市場は公設小売市場の機能を補完する代替的・過渡的施設の役割を担う。巡回市場は1922（大正11）年に「移動市場」と改称され、携わっていた商人数は、それまでの23名から76名へと増加する。⁽³⁰⁾巡回市場は東京市や大阪市などでも開設されていたが、小売商との競合や過大な経費などによって、半年を待たずして閉鎖されている。京都市でも小売業者や米穀商組合による反対があったものの、道路や寺社境内を利用して1925（大正14）年まで続いた。⁽³¹⁾移動市場は総じて短命であったとはいえ、少なくとも小売業の衛生面や販売方式における改善効果をもたらした。移動する市場であるために、衛生管理に関しては厳しく、さらに販売に関しても「売りっ放し」となりがちなので、細心の注意が払われたからである。

巡回（移動）市場が市民生活に与えた影響について、海野幸徳（当時は龍谷大学教授、以下は海野）は次のように述べている。

私は学者の資格で市の物価低減政策に対し、市民のため弁論するを避け難い。巡回市場は一般日用品の価格を省減する機能と目的とを有することは明かである。併しながらこれが小売商人の利益を侵害するとの理由で縷々反対せられる。それは欧米におけるが如く、我国においても市営市場附随の故障の一ヶ条となって必ず現れて来る。（中略）私は殆んど二階から眼薬というような小規模な市民福利増進事業に対し、有識者及び小売商人諸君の今少しく寛大ならんことを希望する。（中略）市役所が私的な商業や小売商人を或る程度に圧迫することが何故悪いのか。これを非難しないで、独り市営を非難するは失当も甚しい。吾々は今日以後、市営の流行を謳歌しなければならない。⁽³²⁾

市民救済的あるいは社会福祉的な意味をもつ低物価政策を推進する公設（市営）市場と、小売商人とが対立関係にあったとして批判する。海野教授は公設小売市場に関して、経済的な意義というよりも、社会福祉的な意義を見出

して擁護していた。

しかし公設小売市場の設置によって、それまでの小売業者との対立が深まったわけではなかった。公設小売市場が増設される一方で、私設小売市場の増加ももたらしたからである。公設小売市場の設置によって、小売市場という形態が徐々に定着するようになり、集客力が高まり、それにともなって小売業者も集まり、私設で市場が形成されるようになる。しかしながら私設小売市場は増加するものの、店舗内容が充実したわけではなく、多くは零細な小売業者の集まりであり、その交替は激しいものであった⁽³³⁾。したがってたとえ私設小売市場が増加したとしても、公設小売市場を脅かすようなものではなく、公設小売市場の売上高には何ら影響を与えなかった。増加要因としては、利用購買者の状況について「市設市場購買者ハ主トシテ中産階級以下ナルガ多数使用人ヲ有スル商家亦少カラズ」（『大正7年京都市設市場経営要覧』）とされているように、京都市内の勤労者が増加したこともある。そして私設小売市場の増加は、小売市場の形態が一般に受け入れられるようになったことを意味し、市場の社会政策的な意味のみならず、経済政策的な意味においても、一定の評価がなされていることを示すものであった。

京都市で公設小売市場が設置されたのとはほぼ同時期に、内務省は公設小売市場に対して、一定の意義を見出している。たとえば、1918（大正7）年に内務省都市計画課長であった池田宏（以下は池田）は、公設小売市場の都市政策上の意義について語っている。池田は公設小売市場を物資の廉売や供給元としてだけでなく、衛生や健康の改善を図り、かつ物価調整や小売業態の改善を進めていくための公的施設として位置付けている⁽³⁵⁾。一方、当時の京都市においても社会課の課長であった大野勇（以下は大野）が、1923（大正12）年に当時の状況と公設小売市場の意義について語っている。大野は公設小売市場の設置以来、小売業の業態が衛生的となり、公正な販売方法へと改善され、物価抑制の効果も現れているという。しかし依然として、中間商人による価格高騰、不透明な取引形態、設備に衛生上の不備などの問題があると述べている。この問題に対して、大野は卸売・小売機構の全体を「有機的」に統

一する必要性を訴えている（もともと、大野の場合、依然として小売市場に主眼がおかれ、小売市場での問題解消を強調している⁽³⁶⁾）。こういった議論のなかで、次第に中央卸売市場の開設という課題が起こってくる。そして社会政策的な意味合いの強い公設市場は、円滑な物資の流通、公明正大な価格の形成など経済的な意味をもった市場へと変化していくことが求められていく。

政府による中央卸売市場法の成立以前であった1921（大正10）年には、すでに京都市議会において「中央市場経営要項」が提出され、中央卸売市場の建設が議決されていた⁽³⁷⁾。公設の中央卸売市場の構想が出されたのは、これがわが国で初めてであった。中央市場経営要項の主な項目は、第一節、市場経営方法、一、取引関係、二、市場の責任、第二節、附帯事業などであった。この場合の中央卸売市場は、公設小売市場への商品供給を目的として建設されるものであり、公設小売市場を補完する施設として想定され、予算は社会事業予算として上程された⁽³⁸⁾。予算面では社会事業の一環として計画されたので、純粹に経済的な意味をもった市場の形成とは言い難かった。これが理由ではなかったが、中央市場建設案をめぐる予算上の審議が、京都市議会において進捗しなかった。建設案のほうは市議会を通過したものの、中央市場建設の予算をはじめ公設小売市場の増設の予算がかさみ、そのうえ市議会議員の任期切れもあって、予算案は審議未了となった。京都市中央卸売市場の開設は約2年後を俟たなければならなかった。後に中央卸売市場が開設された時点で、公設小売市場は応急的・仮設的な施設から、小売業態として整備された市場施設へと変わっていく。中央卸売市場の開設に合わせる形で、「京都市公設小売市場使用条例」が1927（昭和2）年に制定されている。

なお、1923（大正12）年度における全国の公設小売市場は総数333、その売上総額6,167万8,400余円と拡大傾向にあった。そのうち大阪府が約3,000万円と全国の約5割を占め、京都府は東京府の約670万円に次いで、第3位の約330万円となっている。京都市の六つの公設市場は306万8,400円で、京都府内の約9割を占めていた⁽³⁹⁾。

4 中央卸売市場の開設

前述のように、政府レベルで卸売市場および流通過程に目が向けられたのは、明治末期頃からの魚市場に関する検討からであった。1907（明治40）年に「魚市場法案」が議会で提出されたが、これは審議未了となった。その後1910（明治43）年に勅令第28号によって、農商務大臣の監督に属する生産調査会が設けられた。生産調査会では調査項目のひとつとして「魚市場法案に関する件」が審議され、それに基づいて1912（大正元）年12月に「魚市場法案」が審議決定された。この法案は一地区一箇所一営業者原則を打ち出し、後の中央卸売市場法の基礎となるものとなった。しかしこれは法案として議会で提出するに至らず、1914（大正3）年に再び農商務省が議会提案を行なったが、成立しなかった。

そして再び流通構造が注目され、卸売市場の設置が脚光を浴びたのは、1918（大正7）年の「米騒動」であった。この時、農商務省は東京・大阪・京都・横浜・神戸・名古屋の六大都市に中央卸売市場を設置して、「生鮮食料品配給制度の改善と、公正相場を確立させて物価の調節を図る計画」を立てた。その一方で、米騒動などによる社会不安を問題視する内務省は、社会政策的な立場から、1922（大正11）年に勅令第1号によって「社会事業調査会」を設置した。前述のように、社会事業調査会は同年9月に「中央卸売市場設置要綱」を内閣総理大臣・農商務大臣・大蔵大臣・通信大臣・鉄道大臣宛に提出した。この要綱は小売業を含む流通の公的管理の必要性が強調され、「国民生活の安定を期する施設の一として、現在における公設市場の改善をはかり、⁽⁴⁰⁾なお中央市場を設置し、その機能を發揮せしむるは刻下緊要なるを認め」られたものであった。さらに要綱では「必要と認むる地域内に於ける私設市場の廃止を命ずることを得ること」と規定され、強引に公的管理に委ねることが示された。

このような政府の動きに対して、六大都市の市場関係業者は「六大都市青果市場連合会」を組織して、1922（大正11）年12月に農商務大臣に対して建議書を提出して、以下のことを要求した。

- 一、中央市場の設置者は既設市場問屋組合団体に営業の優先権を与えること。
- 一、中央市場において営業の優先権を得たる者には保証金を免除すること。
- 一、中央市場において営業の許可を得たる者に対しては猥りに制限せざること、但し予め市場に一定の保証金を納付せしむるはもちろん、取引に関しては相当の取締方法を設けること。
- 一、中央市場においては小売商人に限らず、その以外の者にもセリ売し得ること。⁽⁴¹⁾

という要求であった。農商務大臣に対する建議書であったので、要求項目のなかには社会政策に関連するものは見当たらない。こうして市場業者の意見を反映することによって、内務省による社会政策的な視点からの検討は、商取引をめぐる経済問題に包括されてしまうことになる。

京都市においては、中央卸売市場の開設以前にすでに生鮮食料品市場として、四つの鮮魚市場（上ノ店・錦ノ店・問屋町店・七條停車場前）、塩干魚市場（西納家）、四つの蔬菜市場（上ノ店・佛光寺・高倉・不動堂）などの問屋集合市場が市街地中心部に散在していた。⁽⁴²⁾ その他の組合・合名会社・野市（市街地近郊）などにおいても、問屋的な機能が発揮され、蔬菜・果実などの販売が行なわれていた。⁽⁴³⁾ また立会人による街路上での蔬菜販売も行なわれ、魚や塩干魚の市場でも街路上での魚介類販売が行なわれていた。⁽⁴⁴⁾ 「街路即売場」という形態もみられた。⁽⁴⁵⁾

京都市で公設小売市場が設立された1918（大正7）年頃から、すでに中央卸売市場を、公設小売市場と商品流通上で密接に関係する機構ととらえて、その実現を図ろうとする動きがあった。公設小売市場による物価調整は一定

の効果をあげていたが、未だ不安定な側面をもち、「公定標準相場の設定」による安定的な物価調整が求められていた。⁽⁴⁶⁾それと同時に公設小売市場への安定した商品供給、既存卸売機構における衛生面の改善、物資の合理的配給の実現が課題としてあげられていた。

当時、京都市における中央卸売市場の検討にあたり、

現在の公設市場の意義を徹底せしめ、真に本市の物価、特に日用必需品の価格を調節し、不自然の昂騰を防がんとせば、必ずや中央市場を公設し、日用必需品の卸売を施行せざる事は明か（『京都日出新聞』、1919年5月22日付）。

であると報じられている。そして1923（大正12）年2月の京都市議会において、中央卸売市場建設予算が起債された。これは市議会において約2年前に提出された案の復活であった。しかしこの段階では、未だ中央卸売市場は公設小売市場を補完する機関として認識されるにとどまり、京都市全体を対象とする配給機関として認識されていなかった。⁽⁴⁷⁾予算の起債を受けて、京都市は欧米の市場やその他の市場に関する調査研究を進めた。

一方、政府では1923（大正12）年2月に、農商務省主管のもとに第四六帝国議会に「中央卸売市場法案」が提出された。農商務大臣から次のような提案理由の説明があった。

全国の重要都市におけるこれら配給機関の整備改善をはかるということは刻下きわめて緊要のことと信じます。このことはただに消費者のため利益であるばかりでなく、また生産者の利益のためにも少からざる便益を見る次第と存ずる。（中略）公設市場の中心をなすところのものが、やはり中央卸売市場であるからして、かような配給機関を設立することは、これらの公設市場に一層活動の便を与えますると同時に、一般の小売商人に対しましても、安全なる仕入市場を与えるということになりまして、その便益もすこぶる多いことと信ずる。⁽⁴⁸⁾

中央卸売市場法案は物資流通の円滑化と、それに向けた制度整備が主旨とな

っていた。こうしてそれまで内務省社会局と農商務省で進められていた市場政策は、農商務省に一本化されることになる。1923（大正12）年3月に中央卸売市場法が制定され、10月には同法施行規則が制定され、12月より施行された。制定から施行規則の制定まで間隔が空いているのは、9月に発生した関東大震災による影響であった。

中央卸売市場法では施行細則において、「卸売業者」の役割が規定された。卸売業者は生産者から商品販売の委託を受けるものとされ、「卸売ノ業務ヲ為ス者ハ業務規定ヲ以テ定ムル手数料ヲ除クノ外如何ナル名義ヲ以テスルヲ問ハズ其ノ業務ニ関シ報償ヲ受クルコトヲ得ス」とされて、手数料を受け取るだけの業者であると規定された。中央卸売市場法では、卸売業者が生産物を「全量委託」という形態で引き受け、「一括上場」し「セリ販売」という形式で仲卸業者に販売される。さらに卸売業者に対しては、仲卸業者以外への販売先を制限し、仲卸業者に対しては卸売業者以外からの仕入を制限し、両者の「集荷」と「分荷」の分業体制の確立がめざされた。

これによって零細な生産者からの生産物が卸売業者の手で集荷され、卸売業者と仲卸業者がセリを通じて公平・公正・公開の下に価格形成を行ない、小売店を通じて個々の消費者に分荷される仕組みが、中央卸売市場という公的施設を通じて形成されることになる。こうしてわが国特有の「セリ売り」と「委託販売」を二大原則とする卸売市場制度が誕生し、商流と物流を一致させた「商物一致」「委託・セリ」という強固なシステムがつくられる。

1923（大正12）年3月に中央卸売市場法が制定されたことを受けて、4月に農商務省を加えた六大都市関係課長会議において、中央卸売市場の建設に向けた協議が行なわれた。会議の席上、法の解釈や実施計画に関して討議が行なわれ、各都市が希望事項を提出し、同時に四項にわたる質問書が提出された。希望事項は以下の七つであった。

- 一、中央卸売市場において卸売業務を為す者に対する営業税については相当考慮せられたし。

- 二、中央卸売市場類似の私設卸売市場に関する規定は、全国統一的なる規定を制定せられたし。
- 三、中央卸売市場に出入する小売商人に資金融通方に関し相当考慮せられたし。
- 四、地方長官第十条の許可を為すにあたりては法第六条におけるがごとく「開設者の意見を聞き」との主意を細則に規定せられたし。
- 五、開設者は卸売の業務を為す者の売上金その他必要なる調査を為し得るよう施行細則に明文を置かれたし。
- 六、中央卸売市場の敷地を国有地に選定したるときは、これを開設者に無償譲渡せらるるよう尽力せられたし。
- 七、中央卸売市場に関する諸般の規定内定したるときは、その要領を予め六大都市に内示せられたし。⁽⁴⁹⁾

この希望事項には、六大都市が中央卸売市場をめぐる共通に抱える問題が映し出されている。とくに開設にかかる費用の軽減と、従来の問屋と小売商の扱いが大きな問題であった。

これらの問題はそのまま質問事項に反映される。質問事項は次の四つであった。

- 一、中央卸売市場の開設者に対する低利資金および補助金等配給に関する件。
- 二、在来市場の問屋に関する件。
- 三、指定区域に関する件。
- 四、セリ売の方法に関する件。⁽⁵⁰⁾

中央卸売市場という制度が初めて導入されるにあたり、このような質問が出されていることから、これまでの市場をめぐる制度との整合性が問われた。これを受けて政府は一般小売業者も対象とした中央卸売市場の建設を推進することになる。さらに政府は1923（大正12）年10月に「補助金交付規則」（農商務省臨第11号）、12月に「補償に関する勅令」（勅令第469号）を出して、そ

のなかで各都市の中央卸売市場の区域指定を行なっている。たとえば、京都市中央卸売市場の場合には、京都市、紀伊郡（吉祥院村・上鳥羽村・下鳥羽村・深草村・竹田村・伏見町・堀内村）、愛宕郡（修学院村・松ヶ崎村・上賀茂村・大宮村・鷹ヶ峯村）、葛野郡（花園村・太秦村・梅津村・京極村・西院村・桂村）、宇治郡（山科村）の一市四郡が区域指定される。⁽⁵¹⁾

1924（大正13）年3月の京都市議会において、市域全体を対象とする中央卸売市場の建設が認められた。⁽⁵²⁾そして政府の所管が内務省から農商務省に移った（1925（大正14）年には商工省所管となる）ことにともない、京都市では所管事務は社会課から新設の市場課へ移管された。市場課は公設市場とともに中央卸売市場建設の事務に着手することになるが、建設事務の進行に合わせて、所管がまた移る。公設市場は勸業課に属することになり、1925（大正14）年4月に市場課は廃止されて、京都市中央卸売市場建設事務所が創設された。市場の建設事業は、1924（大正13）年12月に盛土工事を始め、翌1925（大正14）年12月に地鎮祭を斎行して同日起工し、工期は約2年5ヶ月を要した。そして1927（昭和2）年4月に市内小売業全般を対象とした全市的な食料品の荷受配給を行なう卸売機関として、日本で初めて京都市中央卸売市場が開設された。

中央卸売市場法の制定後、京都市がその開設認可を最初に受けたわけではなかった。1925（大正14）年3月に大阪市が全国に先駆けて大阪市中央卸売市場の開設認可を受けた。⁽⁵³⁾しかし用地買収と運営方法をめぐって紛糾したために、大阪市中央卸売市場は開設できなかった。結局、日本初の中央卸売市場は1927（昭和2）年12月に京都市において開設された。その後、他都市では1931（昭和6）年2月に横浜市、同年11月に大阪市、翌1932（昭和7）年12月に神戸市、1935（昭和10）年2月に東京市で開設された。⁽⁵⁴⁾これらの都市で中央卸売市場の開設が遅れた原因は、大阪市の場合と同様、用地買収が円滑に進まなかったこと、さらに既存業者の収容問題が障害になったことであった。既存の市場から中央卸売市場を開設するには、用地の確保と業者数の

整理が最も重要な課題であった。⁽⁵⁵⁾多くの都市ではその課題の克服に時間を要したが、京都市の場合は他都市と比べて円滑に課題を解消することができた。この点が京都市中央卸売市場の大きな特徴である。

この京都市中央卸売市場の開設にあたって、課題の解消に努めた初代場長の大野（1932年に京都市助役）の尽力は見逃せない。大野は旧来の買取や相対売買という方法に替わって、「公正な価格」の実現を重視して「セリ取引」の原則を推進した。大野は京都市に約16年間奉職し、卸売市場の創設に尽力したばかりでなく、卸売市場に関する研究業績も数多く残している。⁽⁵⁶⁾大野は中央卸売市場法が制定されるまでの約50年間の市場状況を次のようにとらえた。

この五十年間は、市場の設備は勿論、取引の上に於いても、業者は乱立し、競争は激甚を極め、荷主も中間商も、共に悲鳴をあげるという始末であった。明治の末年頃から大正にかけては、市場革新の要望は、独り荷主や市場業者のみで無く、広く一般社会の声となった。⁽⁵⁷⁾

とする。大野はこれに続けて、旧来の市場の問題点を三つあげる。(1) 今日いう社会共通資本（インフラストラクチャー）の不足にともなう輸送上のロス、鮮魚などの品質の汚損と衛生上の問題、(2) 価格形成上の不明朗性の問題、(3) セリにおける符牒の使用や価格の非公開性の問題、である。中央卸売市場法はこれらの問題解消のために、公正な価格の実現を最優先にする制度の構築をめざすものであるという。

大野によれば、セリ売りには「取引の公正と迅速」という長所もあるが、短所もある。それは「相場の変動を来し易く、概して値幅の生じ易い点」⁽⁵⁸⁾である。セリは「相場を補修せず、作為せず、需給の適合から自然に相場の動きを来すが、相対では相場を補修し、作為し、需給の適合を抑へて、不自然に相場の動きを防ぐ」という。これに対して、従来の相対の長所は「需給の関係から来る相場の上に補修を加へて、或程度まで相場の変動を抑へ得る点にあるが、同時に取引其物が公正公明を欠き、需給関係の適正を期し難い上に、迅速なる取引を行ひ難い欠点がある」⁽⁵⁹⁾と語る。そして中央卸売市場法は

セリ取引の短所を補正し、需給の適正を期すためのものであると説明する。

しかし大野はセリ取引と相対取引との関係を単純に対置して説明しているわけではない⁽⁶⁰⁾。セリ取引と相対取引との関係を、「水と油との補合の如く困難なるものがある」とする一方、「長短互に相補合する性質を有するものであるから、互に相近接せんとする傾向のあることは当然と思はれる」と語る⁽⁶¹⁾。大野はセリ取引と相対取引とは相反するものであるのか、補完するものであるのか、把握しかねている。もっとも、この問題は現在もなお続く市場取引の大きな問題点である⁽⁶²⁾。

この取引上の問題とともに、業者の問題があった。京都市では業者数の整理に関して、とくに卸売人や問屋業者の体制について、さまざまな案が出され検討された。個人の複数制・個人法人混合の複数制・法人の複数制・法人の単数制などであった。結局、京都市中央卸売市場は、各部類で異なる体制を採ることにした。生魚・塩干魚・青果・川魚の四つの部類は法人（株式会社）の単数制を採り、その他の部類は個人複数制が採用された。この個人複数制を採る部類は、業務規程第十四条で、「本市場における卸売人の員数は鮮魚部・川魚部・塩干魚部および青果部各一人、肉類部および鳥類部各七人以内、鳥卵部九人以内、乾物部十五人以内」と定められた⁽⁶³⁾。

問屋全体を会社に一本化する組織化については三つの案があった。株式会社として生魚・塩干魚・青果の各一会社に問屋全体を組織することにして、①各老舗の現物出資と現金出資を合わせて、会社資本として株式の利益配当を行なう、②各老舗の現金出資を会社資本として、社債を発行し、老舗を買収して社債の償還にあてる、③老舗の現金出資を会社資本として、会社の利益によって老舗の買収をする、という三つの案であった。このうち①案が比較的継続性のあるものと判断され、採用された。すなわち各問屋は株式会社に老舗を譲渡し、これと引き換えに株式を受け取る。さらに運転資金を調達するために少額の株式が発行され、これを株主に割り当てて現金出資を促す。これによって問屋は老舗（権利）をすべて株式会社に引き渡し、この株式会

社が中央卸売市場の卸売人となり、各問屋はすべて仲買人となった。京都市の場合、旧来のすべての問屋を仲買人として位置付けることによって、その役割を明確にした。⁽⁶⁴⁾ それぞれの株式会社については、生魚と塩干魚の会社は1927（昭和2）年12月の中央卸売市場の開場と同時に発足し、青果会社が少し遅れて1928（昭和3）年1月に発足した。取引対象の仲買人規定員数は青果が120名、生魚が180名、塩干魚が110名であった。⁽⁶⁵⁾

老舗譲渡について、京都市は「老舗算定」問題を抱えた。これは中央卸売市場の開設にともなって、老舗に対する補償額を査定するというものであった。この問題は神戸市などでは市場権補償問題として、裁判所において係争事件となっていた。もちろん既定の査定の公式などはなかった。そこで京都市は、かつて京都電燈株式会社から市内電車軌道を買収した際の条件や利回りなどを調べ、算定方式を鉄道省の地方鉄道買収法に求めた。京都市の見解では、鉄道の営業と問屋のそれとは、瓦斯・電気・水道などの評価方式に比べて、近似しているということであった。つまり鉄道と問屋とは、委託売買が主で必需品を扱い、荷主および買出人との間に多年にわたって情誼的に固定した利益が存在し、取扱高に応じた手数料営業であるという共通性をもっているという認識であった。⁽⁶⁶⁾ 京都市ではこの方法で作りに出した算定式に基づいて、取扱高の決定をしようとした。そして問屋業者に対して、実態調査をするなどの案を提示して、机上の算定ではないことを示した。大野の尽力もあって、問屋業者側は「市長に一任する」と回答した。そこで京都市が資料や調査などに基づいて各問屋業者の取扱高を決定し、「営業取扱金額通知書」⁽⁶⁷⁾を発行することになった。

京都市中央卸売市場における建物の配置は、①貨物の到着、②販売分配、③配送貯蔵という三つを核にして検討された。設計の中では、とくにセリ場は苦心したようである。当時の設計担当者は、次のように回顧している。

当時の主管大野市場課長（のち昭和2年11月に市産業部長となる）が建築物の配置につき最も苦心されたのはセリ場である。それは外国の市場

にほとんど例がなく、セリ場が日本の市場の特色中の特色であろうと想定されたわけで、もし将来セリ場が日本にも無用だとなれば、腹を切っ
て陳謝してもおよばぬほどの責任を負う上に、無能無職の赤恥をかくの
はもちろん、上司をも辱かしめればならぬ、と言語に絶する労苦のほど
であった。セリ場を絶対に必要と認めるならば、日本の市場の配置は外
国のそれとは全く変った配置になると同時に、これを要する経費も莫大
な額に上るので、セリ場の認定は取引の認定ばかりでなく、建設費の上
からも容易ならぬ問題であった。結局、大野さんの責任において、セリ
場絶対必要と決め、全体の配置を終了したのである。今日から見ればこ
の決定に誤りのないばかりか日本の市場の特質として認められるに至っ
ていることは、私としても愉快に堪えない。⁽⁶⁸⁾

とされているように、セリ場は日本的な市場の特徴となった。大野には単に
建造物をつくるというのではなく、市場取引の「場」をつくるという発想が
あった。

しかしながら、卸売業者（卸売人）によるセリ取引制度を前提にするかざり
、中央卸売市場は「卸売市場であると同時に仲買市場である」といういわ
ば二重の市場という特徴をもたざるをえなかった。これは政策当事者にとっ
て、流通経路の短縮と取引方法・形態の改善という二つの目標のうちの、前
者を放棄することになり、後者の取引の改善（とくに公正の実現）を優先せ
ざるをえないということになった。

市場の管理運営については、いうまでもなく「公設民営」の方式が採られ
た。市場開設にあたっては、前述のように卸売市場内の事業者の単複問題や
既存卸売市場の閉鎖にともなう卸売人収容問題を抱えていた。単複問題につ
いては、生産者や小売業者などの反対もあったが、前述のように基本的に単
数事業者による卸売方式が採られ、京都市市場課の管理下で業務を行なうこ
とになった。⁽⁷⁰⁾ 卸売人収容問題については、失業者をできるだけ減らす一方で、
市内各市場の間屋・仲買業者は、主に中央卸売市場に付属する「卸売人」や

「仲買人」として収容する方針が打ち出された。この結果、既存の卸売市場は閉鎖され、ほとんどが廃止された。⁽⁷¹⁾これによって中央卸売市場以外で卸売業務を行なう「類似市場」は所轄警察署によって厳しく禁止されることになった。⁽⁷²⁾

結局、京都市中央卸売市場は、市町村による公設制、市町村による標準価格の設定、衛生的設備と施設の適正配置、仲買人の排除、一地区一営業者（卸売市場）の原則に基づく在来市場の閉鎖、「類似市場」の禁止と取締を加えた流通機構の整理をめざすものとなった。⁽⁷³⁾そして対象区域の設定とそれに対する合理的な食糧品の配給をめざし、かつ衛生的設備を備え、鉄道などの輸送機関と直結する構造が規定された。このために鉄道利用と道路を中心とした市内交通基盤の整備による物資の迅速かつ大量輸送が重視された。そこで市内道路との接続を基準とした敷地選定が行なわれ、⁽⁷⁴⁾鉄道引込線が敷設された。さらに冷蔵貯蔵可能な倉庫などの大規模な衛生的設備が整備され、一般に既存の卸売市場にみられた住居兼店舗形式を否定し、純粋な卸売機能だけを一ヶ所に集中させるものとなった。

このような形態をめざした京都市中央卸売市場は、開設から約10年間にわたって、さまざまな課題に直面した。たとえば、卸売人単複製にともなう荷受側との紛争、新たな試みであったセリ取引の実施をめぐる問題、青果部における立売人の存在、仲買人の歩戻し問題などであった。しかし中央卸売市場の開設によって中間経費が削減され、それによって小売価格が他都市に比べて低くなるという効果が現れた。⁽⁷⁵⁾

5 流通構造の変化

以上の京都市中央卸売市場の開設にあわせて、市内小売業に対する施策も実施された。1927（昭和2）年に京都市公設小売市場条例、同施行規則が制定された。これによって公設小売市場での市内小売価格の設定、出店者による極端な利潤追求の禁止など、公設小売市場は商業や流通政策上の施設とし

て制度化された⁽⁷⁶⁾。さらに翌1928（昭和3）年に市場規則（京都府令）が制定され、一般小売市場の開設に関しては知事の許可制として、取締りには所轄警察署があたるとされた。市場の開設条件として、近接する他市場との距離、市場の管理運営、衛生面、設備や販売方法などの空間利用面での基準が設けられ、公設小売市場と同様の規定が適用されることとなった（京都府令第八十八号）。こうして公設市場は経済施設として法的な根拠をもつことになった。

しかし京都市による公設小売市場の設置や一般小売市場の規制に対して、1931（昭和6）年に京都商工組合聯合会が反対の表明を出した⁽⁷⁷⁾。京都商工組合聯合会には52団体が加盟していたが、主な団体に京都味噌商組合・京都醤油問屋組合・京都豆腐商組合・京都市造醤油業組合・京都青果商組合・京都漬物繁栄会・京都餅菓子商組合・京都中央市場卸売人組合鳥肉部・京都鶏肉商組合があった。これらの業種にとって、公設小売市場の開設は脅威となった。これに対して、一般に市中小売価格は公設市場価格よりも1割高であったので、公設市場のもつ経済的な役割は十分に発揮できたようである。

京都市公設小売市場条例の制定以降、1930（昭和5）年に田中、1934（昭和9）年に花園・嵯峨、1938（昭和13）年に山科、1939（昭和14）年に修学院、1940（昭和15）年に深草において、各公設小売市場が設置された。当時の市街地拡大に対応して、施設の配置がなされた。それと同時に、新規開設の公設小売市場については、開設予定地周辺の小売業者を積極的に収容する方針が打ち出された⁽⁷⁸⁾。これによって既存の小売業者との共存が図られたようである。

一方、従来の小売業は、街路などのオープンスペースにおける露店や屋台、零細店舗などが混在していた。しかしそれまで小売業を担っていた露店や屋台は、商業・流通政策において一般流通機構とは異なる形態のものとして認識されるようになった。中央卸売市場を中心とした流通機構の整備や市場規則の制定にともない、従来の小売業に対して、中央卸売市場法および市場規

則に基づく価格や衛生面を中心として、管理および取締りが行なわれた。それによって流通機構の末端を担う固定店舗へと集約・施設化される小売業もあった。その一方で、露店屋台店取締規則などに基づく交通・保安・衛生面からの営業鑑札制度や販売品目・営業区域指定による取締りによって、流通機構外で「娯楽」を担う小売業もあった。この状況下で、京都市中央卸売市場の開設は、こうした従来の小売業を、中央卸売市場を中心とした流通機構の末端として再編する役割を担った。これは小売業と固定店舗、娯楽とオープンスペースという空間的な対応関係に関する認識をともなうものであり、既存小売業に対する合理性や衛生的な観点からの類別・営業取締りと固定施設化という手法の下で実施されたものでもあった。

時期は少しずれるが、中央卸売市場の構想段階であった1922（大正11）年に、京都商工会議所の会頭であった濱岡光哲（1853-1936、以下は濱岡）は、従来の小売業や流通機構について、都市経済的な視点と同時に、都市空間配置的な視点から提言を行なっている。⁽⁷⁹⁾ 濱岡は生活改善や小売業態改善のために、街路や各零細店舗に分散していた小売機能を、構想中の中央卸売市場の下に機能的に集約・施設化することを説いている。それと同時に、都市空間における小売業の空間的布置を、都市という枠組みのなかで検討する必要性をあげている。また、1930（昭和5）年に当時、京都市中央卸売市場長であった大野は小売業について、市場政策における施設配置や都市空間整備との関連で語っている。⁽⁸⁰⁾ 大野は流通機構の整備を進めるにあたって必要なことは、公設小売市場などの施設と、街路拡張や幹線道路整備などの交通機関の整備との連動であると強調する。そして濱岡の提言と同様に、何よりも市場政策と都市計画事業とを関連させる必要があると語っている。従来、市場政策が物価調整・業態改善などの小売業に対応する施策として展開されていたが、都市全体のインフラ整備との関連で実施される都市空間政策として認識されている。⁽⁸¹⁾ もちろん大野の場合、中央卸売市場の整備と連動させた政策であることはいうまでもない。

このように小売市場については、卸売市場も含んだ流通機構としての整備が強く意識されるようになる。しかし戦時体制の強化によって1941（昭和16）年4月に「生活必需品統制令」が公布される。それとともに京都市だけでなく、各地域の中央卸売市場も同年10月に仲買制度が廃止され、機能停止となる。生鮮品の統制が完全に解除されるのは、戦後になってからである。それは朝鮮戦争の始まる1ヶ月前の1950（昭和25）年5月であった。この意味で中央卸売市場法が制定されて以来、この法律が本格的に機能し始めるのは、戦前ではなく、戦後になってからのことであり、法律の制定から実際の機能に至るまで、かなりの時間を必要としたといえる。

戦後の1971（昭和46）年になって、「卸売市場法」が制定される。⁽⁸²⁾これは野菜・果実・魚類・肉類などの生鮮食料品ならびに花卉を迅速かつ確実に卸売するために開設される卸売市場に関する法律である。1923（大正12）年に制定された中央卸売市場法が、対象範囲を中央卸売市場以外の卸売市場にも拡大して、約50年ぶりに改正された法律である。一般に卸売市場は、農林水産大臣の認可を受けて開設される「中央卸売市場」と、都道府県知事の認可を受けて開設される「地方卸売市場」の2種類がある。⁽⁸³⁾もっとも、その他にも許可が不要な小規模市場もある。この卸売市場法の制度的枠組みは、主に三つから構成されている。すなわち（1）卸売市場の開設・卸売市場施設の整備、（2）卸売市場で活動する業者（卸売業者、仲卸売業者）に係る規制、（3）卸売市場における取引に係る規制、である。中央卸売市場法から卸売市場法への移行は、地方卸売市場の包摂など時代の要請に応えようとするものであるが、商物一致や委託・セリ方式という原則は変わらなかった。このために相対取引をはじめとする市場外流通との競争に対抗する新しい方策はほとんどみられなかった⁽⁸⁴⁾ということである。

6 結びにかえて

わが国における公設市場の誕生は、1918（大正7）年の米騒動や第一次大

戦の影響による物価高騰をきっかけとしていた。政府は全国に公設小売市場を整備することになるが、商品が集まらず、集荷を担う卸売市場が必要になった。それ以後、中央卸売市場法、地方卸売市場法が相次いで制定され、1971（昭和46）年になって卸売市場法に一本化された。

京都市は第一次大戦をきっかけとする食料品などの日用品の価格高騰や不足に対処するために、公設小売市場を設置した。これらの市場の対象になった購買層は、当時増加しつつあった勤労者層であった。一方、市場への出品者は生産者と卸売業者であった。市中価格は公設小売市場の価格によって影響を受けた結果、安定的となった。これは勤労者層にとっても、農業生産者（多くは野菜などの生産を担う小農）にとっても、ある程度の有効性をもたらすものとなった。さらに公設小売市場は救済事業という観点から、市街地周辺部にも配置された。そして社会事業としての展開にともない、巡回市場という過渡的・代替的な方法がとられ、市街地全域（周辺部も含めて）に拡大していった。しかし公設小売市場や巡回市場の市街地全域への配置は、小売段階での物価調節や小売業改善にとどまり、既存の卸売市場や小売業の再編には至らなかった。

そこで京都市中央卸売市場が開設されることになり、それによって小売業全体を網羅する制度的な規定の整備が行なわれ、それとともに既存の卸売市場は閉鎖されていった。これは市街地内部の市場問題の解消へとつながり、小売業自体の改善も行なわれ、京都市全域における卸売・小売業の再編が実現した。さらに中央卸売市場という上部卸売機関のもとで、公設小売市場は市街地郊外へと計画的に配置され、都市全体の流通機構の再構築が実現した。こうして当初は個別の課題に対応していた市場政策は、公設小売市場や中央卸売市場の開設という過程を経て、都市空間政策の枠組みを取り入れた総合的な流通政策へと転換していった。

京都市の公設市場の展開を政策的な視点で考えた場合、社会政策的な視点と経済政策的な視点という二つの視点のあったことがわかる。しかもこの二

つの政策視点は対立するものではなく、両方が混在していた。たとえば、中央卸売市場の管理運営における「公設民営」という方式はそれを象徴している。公設民営をめぐる京都市中央卸売市場の開設時に起こった大きな問題は、仲買人が存続できるかどうかであった。この問題は政策的な視点の変容を迫るものでもあった。政府の「中央卸売市場設置要綱」では、流通経路の短縮という目標のために、仲買人排除を想定していた。しかし結果的に、京都市中央卸売市場では仲買人が存続した。これは営業権の保証という現実的な問題への対応であるとともに、中央卸売市場法が想定した制度においては、政府の意図に反して、仲買人が不可欠のものであったことを示している。もっとも、これは必然的に卸売市場制度が求める「公共性」と、民間企業である卸売業者（卸売会社と仲卸業者）に求められる機能との間に、不適合をもたらすことになってしまうことも示唆している。⁽⁸⁵⁾

1971（昭和46）年の卸売市場法の施行時は、高度経済成長で大都市へ人口が集中し、政府の後押しで各地に中央卸売市場が続々と誕生し、産地と小売り、消費者を結ぶ役割を果たした。しかし半世紀近くを経て、現在、多くの市場施設の老朽化が目立っている。農林水産省は少子高齢化や国産品の流通構造の変化などをあげているが、それは地方都市の卸売市場の切り捨てにつながりかねない。1982（昭和57）年度に全国に92あった中央卸売市場は、2005（平成17）年度に農水省によって再編方針が打ち出されてから、釧路市や大分市などが地方市場に転換し、現在は40都市64市場に減少した。地方市場は2014（平成26）年3月末現在で1,105ある。その一方で、生産者団体の農協や漁協が合併などで規模を大きくし、小売りも青果店や鮮魚店が減って、大規模小売店が増え、結局、卸売市場だけが過剰な状態になっている。

農林水産省によると2013（平成25）年度の取扱金額は、中央卸売市場が約3.9兆円、地方卸売市場が3.1兆円であった。とくに水産物の落ち込みが目立っている。中央で約48%の減少、地方で約45%の減少である。冷蔵・冷凍機能の進化にともない、物流網が発達したためである。また小売企業は市場を通

さずに直接産地と取引する場合が増加している。これによって全国の市場経由率は2012（平成24）年には53.4%となり、ここ20年間で約23.3%縮小した。市場経由率が高ければ、卸売市場法の規制は生鮮流通の規制とほぼ同義となるが、現在は状況がかなり異なっている。

卸売市場法は1990年代以降の改正で、セリ以外の相対取引の容認や卸売手数料の横並び撤廃など、規制緩和が進んでいる。しかし流通実態の変化のほう⁽⁸⁶⁾が速い。前述のように卸売市場でセリや入札にかけられる食品の割合は年々低下している。こうした変化に比べ、卸売市場の改革は明らかに遅れている。2004（平成16）年に卸売市場法を改正し、同年に86あった中央卸売市場は67に減った。市場の取引額も2003（平成15）年度から2012（平成24）年度までに20%強も減少し、卸売市場を担う卸会社や仲卸会社の多くは赤字に転落している。改革には保冷施設などの施設面の充実も必要であるが、取引手法などの制度面での改革も欠かせなくなっている。卸売市場法の改正では、卸売手数料の設定が弾力化されたものの、現状はほぼ横並びのままである。卸売市場の魅力を取り戻すには、少なくとも取引コストの低減が欠かせない。卸売市場の管理運営も民間企業への委託などで合理化を進め、卸会社や仲卸会社などの負担軽減につなげていかなければならない。この意味で現在、卸売市場は転機に立たされている⁽⁸⁷⁾⁽⁸⁸⁾。

京都市中央卸売市場の開設を推進した大野は、現在も続く市場取引の問題点を鋭く突いている。時代状況が大きく変化したとはいえ、1937（昭和12）年に書かれた以下の文章は、現在もお残されている課題である。

今日までの経過では、^{せり}糶を原則とすることに不都合はなかった。将来も亦それであろう。然し糶相場の適正を期するには、需給の円滑調整が必要であり、更に業務規定の精神を汲んで糶相場の補正を考慮する所が無くってはならぬ。法の精神を汲んで糶を現実に活かすことは、市場人と市場監督者の重大責務である。尚将来、統制出荷と共に商品の規格統制が進むにつれて、糶売方法にも変化を来し、見本糶の多くなるは勿論、入

札幌が多分加味される一方、品種によりては、相対取引も加味され、更に又、生産消費業務者の協商に依って評価する必要も生ずるのであらうやに察せられる。⁽⁸⁹⁾

大野はセリ取引を中心に市場取引は進めていくべきであるという意見であるが、相対取引やその他の取引形態も無視できなくなってくると予想している。さまざまな取引形態が共存を図っていくという問題は、現在もなお続いている。

セリの導入について熱心であった大野は、次のようにも語っている。

兎に角、糶が相対取引の気分と、其取引形式とを取入れんとしつゝあることは争へぬ事実である。此事実が、糶の進歩、退歩の何れへの進向であるかは別として、とにかくこの事実並に上記糶方式の進向状況に直面して注意警戒を要することは、糶に秘密取引の様式を甚しく侵入させぬことである。何としても糶は糶で、明つ放しの取引である。明るさと正しさを失っては糶の生命を断つに等しい。歴史は繰り返す。取締が嚴重であれば糶が行はれ、取締が弛めば相対に変る。過去の市場の沿革、⁽⁹⁰⁾之れを証明して余りがある。

大野によれば、過去を振り返っても、セリ取引と相対取引とが取締の状況によって、それぞれ変化する。しかし市場取引には「公明正大さ」が最も必要とされる。いい換えれば、市場取引の基本は、物流（物の受渡しの流れ）と商売（取引の流れ）が乖離せず一致していることである。この商物一致の原則がはたらいっているからこそ、仲買人の「目利き」が重要な役割を果たす。目利きのはたらく仲買人がいるからこそ、商品の品質・価値と需給情報をあわせて、セリや入札が行なわれ価格が決まる。物流・商流・情報の流れが一致していない市場外流通では、これらの機能を集約化することはできない。卸売市場における取引の強さはこの点にある。情報開示という点も含めて、今後の流通構造を考える上で重要な指摘であろう。

注

- (1) 農林水産省編『平成26年版 食料・農業・農村白書』、農林統計協会、2014年、52ページ。食肉の市場経由率は低いが、食肉卸売市場におけるセリ取引の割合は高い。佐々木悟「自由競争下の卸売市場の現状と課題—食肉の卸売市場を中心として」(『旭川大学紀要』、第61号、2006年、1～15ページ)。
- (2) 青果物については、大都市における中央市場化と他市場の系列化がみられる。伊藤貴啓「卸売市場流通の空間パターン—野菜の転送を事例として」(『地理学報告』、第85号、1997年、28～39ページ)。
- (3) 大原純一「卸売市場における「セリ取引」形骸化をめぐる諸問題」(『愛媛経済論集』、第14巻1号、1994年、27～42ページ)；鈴木芳徳「取引所市場の構造変化—中央卸売市場流通の場合」(『商経論叢』、第39巻2号、2003年、79～88ページ)。流通構造の変化については、満蘭勇『商店街はいま必要なのか—日本型流通』の近現代史』、講談社現代新書、2015年。
- (4) 産直と卸売市場との関係については、佐藤加寿子・安部淳・栗山純「産直研究の批判的検討—市場、卸売市場に対する産直の位置づけを軸として」(『九州大学農学部学芸雑誌』、第50巻3・4号、1996年、115～20ページ)。
- (5) 2016年度ノーベル経済学賞の受賞者であるオリバー・ハート教授(ハーバード大学)の受賞理由は「契約理論への貢献」である。ハート教授の貢献は、将来起きうるすべての事象について、契約に落とし込むのは現実的にかなり困難であるので、不完備な契約とならざるを得ない。このために利害調整が契約ではうまくできないので、その際に重要になるのが「決定権」であるという。契約に書き込まれていない事態が生じた場合、誰が何を決められるかをあらかじめ決めておいて、利害調整をするという発想である。オリバー・ハート著/鳥居昭夫訳『企業 契約 金融構造』、慶應義塾大学出版会、2010年。
- (6) 全国青果物卸売会社協会編『欧米青果物流通機構視察概況報告』、全国青果物卸売会社協会、1965年、6ページ。
- (7) 世界的には、公設にする意義は農産物の輸送と貯蔵に利用される技術的な基礎施設の近代化にあった。ピエール・ルロン著/野田早苗訳『農業市場』、白水社(文庫クセジュ)、1972年、21～31ページ。
- (8) 梓谷光晴『中央卸売市場の成立と展開』、白桃書房、1977年；卸売市場制度五十年史編さん委員会編『卸売市場制度五十年史 第二巻 本編II』、食品需給研究センター、1979年、26～85ページ。
- (9) 京都市編『京都市中央卸売市場三十年史』、京都市、1957年、84～91ページ。
- (10) 中村勝『市場の語る日本の近代』、そしえて、1989年、127～8ページ。
- (11) 京都市編『京都市中央卸売市場三十年史資料篇』、京都市、1957年、16～7ページ。

ージ。以下は『資料篇』と略す。

- (12) 拙稿「明治・大正期京都の商工会議所の展開—会社・同業組合間ネットワーク組織の形成」(『京都産業大学日本文化研究所紀要』、第19号、2014年、296～335ページ)。
- (13) 服部文四郎『公私小売市場の研究』、同文館、1939年、7～10ページ。
- (14) 今井清一『日本の歴史 第23巻 大正デモクラシー』、中央公論新社、2006年、273～6ページ。
- (15) 拙著『報徳思想と近代京都』、昭和堂、2010年、235～66ページ。
- (16) 田中辨之助編『京都市中央卸売市場誌(上篇)』、京報社、1927年、4～5ページ。
- (17) 当時、政府の考えとは逆に、卸売市場が成り立つためには、その前提となる小売市場の形成が重要であるという意見もあった。内池廉吉「中央卸売市場に就いて：大正十二年十一月十四日神戸高等商業学校商業研究所第七回講演会に於ける講演」(『経済学商業学国民経済雑誌』、第36巻1号、1924年、22～47ページ)。
- (18) 築地の中央卸売市場については、小関敦之『築地で食べる—場内・場外・裏、築地』、光文社新書、2004年、51～4ページ。
- (19) 原田政美『近代日本市場史の研究』、そしえて、1991年。
- (20) 拙稿「明治末期京都の都市経営—西郷菊次郎の事績を通して」(『京都産業大学日本文化研究所紀要』、第17号、2012年、468～517ページ)。
- (21) 京都市編、前掲書、1957年、108～11ページ。
- (22) 藤田貞一郎『京都市公設小売市場の五〇年—公設小売市場と日本資本主義』、京都市公設小売市場連合会、1969年、28～33ページ。
- (23) 小林文広「京都における『公衆衛生』の行方」(『京都市歴史資料館紀要』、第7号、1990年、78～109ページ)。
- (24) 藤田貞一郎、前掲書、1969年、42ページ。
- (25) 拙稿「明治・大正期の京都市域における蔬菜生産の展開—菜園都市の形成」(『京都産業大学日本文化研究所紀要』、第16号、2011年、335～73ページ)。地元の都市農業の生産物を円滑に流通させるという発想は、現在、世界的に出ている。ジェニファー・コックラル＝キング/白井和宏訳『シティ・ファーマー：世界の都市で始まる食料自給革命』、白水社、2014年。
- (26) 藤田貞一郎、前掲書、1969年、46～9ページ；拙稿、前掲論文、2011年、355～62ページ。
- (27) 藤田貞一郎、前掲書、1969年、49ページ。
- (28) 大野勇『公設市場の研究』、中西印刷、1925年、27ページ。
- (29) 藤田貞一郎、前掲書、1969年、51～4ページ。

- (30) 京都市編、前掲書、1957年、112～3ページ。
- (31) 田中辯之助編『京都市中央卸売市場誌（下篇）』、京報社、1927年、26～7ページ。
- (32) 京都市編、前掲書、1957年、113～4ページ。
- (33) 京都市社会課編『市場の沿革』、京都市社会課、1923年。
- (34) 京都市中央卸売市場・京都市公設市場連合会編『京都市公設市場の躍進四十年』、京都市中央卸売市場・京都市公設市場連合会、1959年。
- (35) 池田宏「市営小賣市場について」（『都市公論』、第2巻5号、1919年、2～8ページ）。
- (36) 京都市社会課編『市場のため』、京都市社会課、1923年、31～3ページ。
- (37) 京都市編、前掲書、1957年、116～21ページ。
- (38) 同上書、117ページ。
- (39) 京都市編『資料篇』、京都市、1957年、19～21ページ。
- (40) 京都市編、前掲書、1957年、124～9ページ。
- (41) 同上書、129ページ。
- (42) 京都市社会課編『市場の沿革』、京都市社会課、1923年、30～8ページ。
- (43) 藤田彰典『京都近郊社会経済史』、東洋文化社、1985年、151ページ。
- (44) 田中辯之助編『京都市中央卸賣市場誌（中篇）』、京報社、1927年。
- (45) 京都市編、前掲書、1957年、85ページ。
- (46) 同上書、114～6ページ。
- (47) 同上書、131ページ。
- (48) 同上書、130ページ。
- (49) 同上書、145～6ページ。
- (50) 同上書、147ページ。
- (51) 京都市編『資料篇』、京都市、1957年、36～8ページ。
- (52) 京都市編、前掲書、1957年、150ページ。
- (53) 卸売市場制度五十年史編さん委員会編、前掲書、1979年、197～202ページ。
- (54) 東京については、藤田貞一郎「昭和前期東京の青果物卸売市場」（『同志社商学』、第21巻1号、1969年、1～36ページ）。
- (55) 地方都市のなかには、中央卸売市場が計画されたものの、実現に至らなかったものもある。廣田誠「戦前期地方中都市における中央卸売市場問題—静岡市を事例として」（『社会科学（同志社大学人文科学研究所）』、第52号、1994年、44～70ページ）。
- (56) 大野の著書は、『公設市場の研究』（中西印刷、1925年）、『中央卸売市場卸売人の単複問題』（私家版、1927年）、『巴里を中心として観たる欧米の卸売市場』（私家版、1928年）、『中央市場建営誌』（宝文館、1930年）、『満州の配給市場』

(似玉堂、1933年)、『日本中央卸売市場文献記』(私家版、1933年)、『市場統制暖簾の価値研究』(中文館書店、1935年)、『糶の研究』(宝文館、1937年)、『中央卸売市場当面の問題と対策』(京都市場新聞社、1939年)などがある。

- (57) 大野勇『糶の研究』、宝文館、1937年、13ページ。
- (58) 同上書、154ページ。
- (59) 同上書、156～74ページ。
- (60) 大原純一、前掲論文、1994年、27～42ページ。
- (61) 大野勇、前掲書、1937年、156ページ、117ページ。
- (62) 秋谷重男・食品流通研究会編『卸売市場に未来はあるのか』、日本経済新聞社、1996年。
- (63) 京都市編、前掲書、1957年、190～1ページ。
- (64) 福田敬太郎「<時論>中央卸売市場の職能に関する一考察：特に仲買人制度を中心として」(『国民経済雑誌』、第53巻5号、1932年、675～97ページ)。
- (65) 京都市編、前掲書、1957年、222～3ページ。
- (66) 卸売市場制度五十年史編さん委員会編、前掲書、1979年、232～6ページ。
- (67) 京都市編『資料篇』、京都市、1957年、38ページ。
- (68) 京都市編、前掲書、1957年、210～1ページ。
- (69) 福田敬太郎『市場政策原理』、春陽堂、1932年、254ページ。
- (70) 京都市編、前掲書、1957年、240～4ページ。
- (71) 同上書、175ページ。
- (72) 梶谷光晴、前掲書、1977年、239～82ページ。
- (73) 田中辯之助編『京都市中央卸売市場誌(上篇)』、京報社、1927年、4～5ページ。
- (74) 同上書、168～75ページ。
- (75) 原田博治「中央卸売市場の機能と其の組織」(『彦根高商論叢』、第6号、1929年、215～28ページ)。
- (76) 藤田貞一郎、前掲書、1969年、91ページ。
- (77) 同上書、127～30ページ。
- (78) 同上書、94～6ページ。
- (79) 濱岡光哲「物価調節と国民(一)～(八)」(『京都日出新聞』、1922年2月26日～3月5日付)。
- (80) 藤田貞一郎、前掲書、1969年、193ページ。
- (81) 朝倉真一・永橋為介・野嶋政和「京都市における公設小売市場・中央卸売市場開設過程にみる都市空間政策としての流通政策について」(『2001年度第36回日本都市計画学会学術研究論文集』、第36号、2001年、107ページ)。
- (82) 卸売市場法は、1999(平成11)年と2004(平成16)年に改正された。小野雅之「2004年卸売市場法改正の特徴と歴史的意義に関する商業論的考察」(『神戸

- 大学農業経済』、第38号、2006年、9～16ページ。
- (83) 中央卸売市場と地方卸売市場の動向については、清水聡子「卸売市場の現状」(『地域総合研究』、第12号、2011年、45～57ページ)。
- (84) 惣宇利紀男「規制緩和と卸売市場—市場流通と市場外流通」(『経済学雑誌』、第97巻4号、1996年、1～25ページ)。
- (85) 伊藤匡美「生鮮食料品流通システムの構造と変化—卸売市場の機能不全と消費者起点の可能性」(『千葉経済論叢』、第30号、2004年、1～15ページ)。
- (86) 小野雅之、前掲論文、2006年、9～16ページ。
- (87) 藤井憲雄「中央卸売市場における物流機能の変化と市場整備の方向」(『物流問題研究』、第51号、2008年、1～16ページ)。
- (88) 京都市中央卸売市場の新たな試みについては、田中耕造『京都市市場長のおいしい内緒話—誰も教えてくれなかった京野菜と魚の常識』、講談社、2004年。
- (89) 大野勇、前掲書、1937年、161ページ。
- (90) 同上書、117ページ。

